

令和2年度認可保育所等利用申し込み案内

令和2年度は、嘉島町立嘉島幼稚園の民間移譲に伴い、幼保連携型認定こども園に移行し、幼稚園部分（1号）もしくは保育園部分（2号）を選択できるようになります。また、新設保育園1園も誕生し園児受け入れを開始します。

つきましては、令和2年4月から令和3年3月までの間に利用を希望される方の一斉申込を開始しますので下記の受付期間内に利用申込書等を提出してください。

なお、現在利用中の方や令和元年度の利用申し込みをして待機中の方も、再度申し込みが必要です。

また、育児休業明け等で令和2年度の途中（5月以降）から利用を希望される方も必ず申し込みをしてください。（出産予定・転入予定でも申し込みできます。）

在園児については保育所等から申込書を配布しますので保育所に提出してください。

書類は、役場町民課又は町内の保育所等に準備しております。ホームページにも同じものを掲載しておりますのでご覧ください。

【 一斉受付期間 】

令和元年 11 月 26 日(火)から令和元年 12 月 10 日(火)
(土日祝日を除く) 8:30から17:15まで

※その後も随時受付は行っておりますが、上記期間中に申し込まれた方から優先して決定します。（一斉受付終了後に申し込みをされる場合は、希望される月の前々月末日までに申し込みをされてください。例：6月利用希望の場合4月末日までに申し込み）

★受付場所・・・役場 1 階 町民課福祉係窓口

※幼稚園（1号）の方は、先着順の受付となります。

定員になり次第受付終了となります。

★利用基準・・・

幼稚園（1号） 嘉島町にお住まいで幼稚園教育部分のみを希望されるご家庭
保育園等（2・3号） 嘉島町にお住まいでお子さんの保護者が次のいずれかに該当するため保育ができない家庭

- ① 就労（家庭外労働、家庭内労働（内職も含む））
「就労時間：月 48 時間以上」
- ② 就学（職業訓練校等における就業訓練を含む）
- ③ 病気やケガをしたり、精神若しくは身体に障がいがある場合
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護にあたっている場合
- ⑤ 妊娠・出産
- ⑥ 火災・風水害・地震等の災害のためその復旧にあたっている場合
- ⑦ 求職活動を行っている場合（起業準備を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ⑩ その他、上記に類する状態にあると町長が認める場合

- ※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業のことをいいます。
- ※求職活動中でもお申し込みいただけますが、その場合は、保育の利用開始日から3ヶ月以内に就労を開始する必要があります。
- ※当該子ども及びその兄弟姉妹に保育料の滞納がある場合、利用が難しくなる場合があります。



1. 認定こども園について

令和2年4月1日より嘉島町立嘉島幼稚園は、幼保連携型認定こども園に移行します。それに伴い、運営も公立（町）から私立（事業者）へ変更となります。

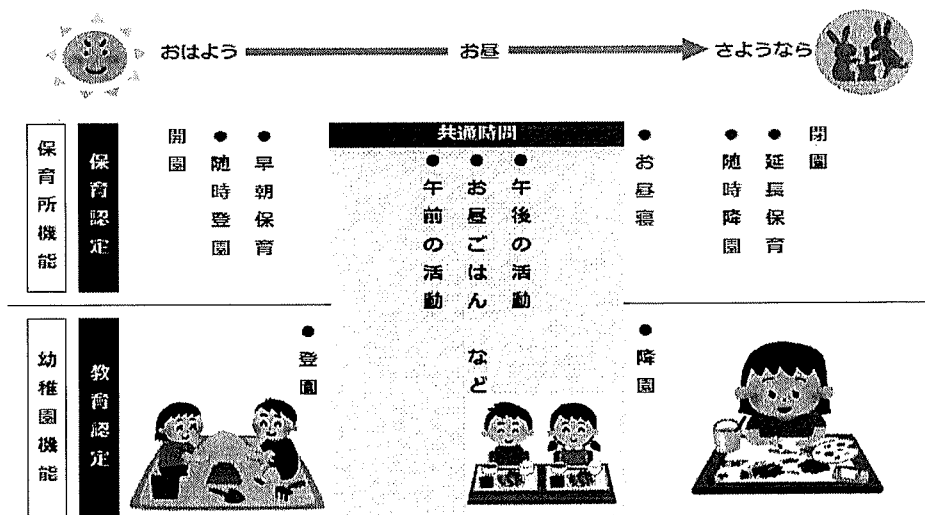
認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

令和2年度は、3歳児クラスからの受け入れとなりますので、幼稚園部分利用の子どもは1号、保育所部分を利用する子どもは2号として認定します。

幼稚園部分の子どもでも、預かり保育を利用することで保育所利用の子どもと変わらない時間を園で過ごすことができ、様々なご家庭のニーズに合わせた選択が可能です。（長期休暇の預かり保育も実施されます）

なお、0歳児からの受け入れは、令和3年度当初より実施予定です。

認定こども園の1日（3歳児以上の場合）



1. 保育園を利用される前に知っていただきたいことについて

（1）申し込み希望園について

令和元年度の当初申し込みは、嘉島町の認可保育所4園の合計定員409名に対して、466名の申し込みがあり、大変利用が難しい状態になっております。

利用を希望する施設の第1希望から第3希望欄に、記入された園のみでの申し込み（利用調整）とさせていただきます。もし、第3希望以外で紹介可能な園がある場合、希望された方のみご紹介となりますので申請書記入の際はご注意ください。

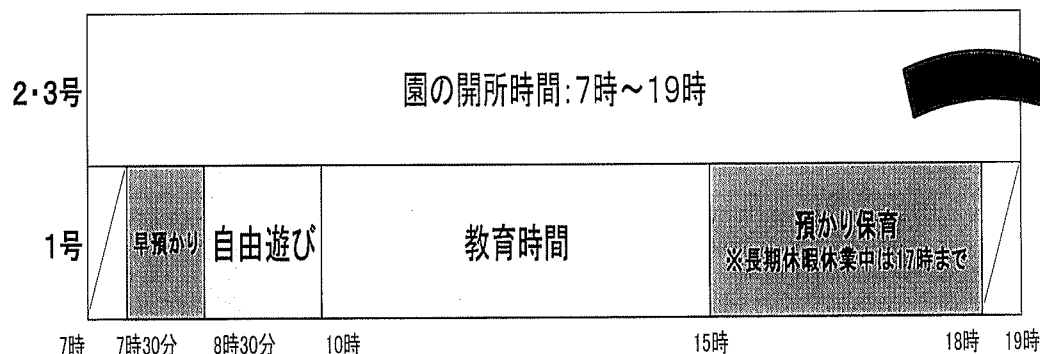
また、広域入所（受託）につきましては、待機児童が多く発生していることから、例年以上に入所が難しくなる可能性が高くなっております。特に年長児で来年度年度途中で転出等を予定されている方は、お早めに町民課福祉係にご相談ください。

(2) 利用するには、下記の表でいずれかの認定を受ける必要があります。

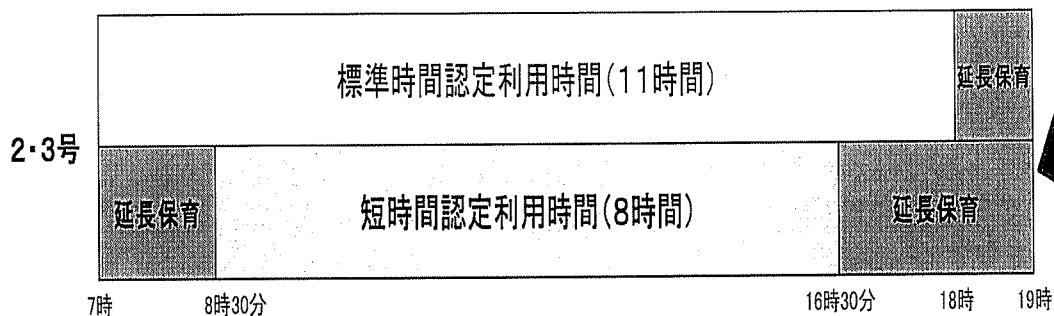
認定区分	対象となる子ども	保育の 必要事由	利用できる主な施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される場合	不要	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	子どもが満3歳以上で、家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所等での保育を希望される場合	要	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	子どもが満3歳未満で、家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所等での保育を希望される場合	要	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業

(3) 園の利用時間は保護者の就労等の状況によって決まります。

【開所時間について】



【保育の必要量について】



※月48時間未満の就労時間については、保育を必要とする事由に該当しません。

※標準時間（就労時間が月120時間以上、妊娠・出産が理由の方）

※短時間（就労時間が月120時間以下、求職中、育児休業中の方）

（その他の事由の方及び就労の状況によってはこの限りではありません）

(4) 保育の必要な事由や勤務時間の変更があったときは変更申請が必要です。

利用決定後、保育の必要量や事由によって保育所を利用できる期間や時間が変わった際は、必ず町に変更申請書や必要書類を提出していただきます。

育児休業や就労時間の大幅な変更があった場合等、内容によっては保育所の利用時間や保育料が変更となる可能性がありますので、お早めに町民課福祉係にお知らせください。

(5) 町内認可保育所等の概要は下記のとおりです。(令和元年11月1日現在)

保育所名	所在地	電話番号	定員	0歳 受入月齢	保育時間 (延長保 育含む)	その他
幼光保育園	鯉 1177-4	237- 0601	120人	3カ月～	7:00～ 19:00	一時保育 あり
嘉島保育園	上島 925-1	237- 1016	180人	6カ月～	7:00～ 19:00	
東部幼光 保育園	下六嘉 1759	360- 6103	90人	3カ月～	7:00～ 19:00	
ニチイキッズ かしま西 保育園	上島 1938- 11	235- 7551	19人	約2カ月 ～ 2歳児	7:00～ 19:00	
おひさま リリー保育園	下六嘉 2601		120人	3カ月～	7:00～ 19:00	一時保育 あり
認定こども園 かしま幼稚園	上島 846		105人	初年度のみ 3歳児～	7:00～ 19:00	預かり 保育あり

定員を超える申し込みがあった場合は、選考基準に基づき、保育の必要度が高い順に利用を決定します。

(6) 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）を利用の方も申し込みが必要です。

地域型保育事業とは、施設（原則20人以上）より少人数の単位で保育する事業をいいます。0～2歳の子どもを預かる事業ですので、2歳児（満3歳に達する日以降の最初の3月31日）までの保育となり、年度末には必ず卒園しなければなりません。ただし、卒園後の3歳児からは連携施設等に優先的に利用できるように調整します。

規定で一般的な保育所は、0歳児3人を1人の保育士で保育しますが、小規模保育の事業所では、0歳児3人を2人の保育士で保育しますので、比較的きめ細かな保育を行うことができます。

(7) 幼児教育・保育の無償化について

すべての3～5歳児クラス、非課税世帯で0～2歳児クラスの子どもは、幼児教育保育の無償化事業に伴い保育料が無料です。

ただし、3～5歳児クラスの副食費（おかず・おやつ代）は保護者負担となりますので、ご注意ください。

(8) 利用については1ヶ月単位での利用をお願いしております。

利用期間は、ならし期間も含めてご記入ください。

原則、月途中入所は受け付けません。

欠席などで利用日数が少ない場合や途中退所になられても
1ヶ月分の保育料が必要となります。



- (9) 町外保育所（地域型保育事業所も含む）を希望される場合は事前の確認が必要です。

嘉島町にお住まいの方は、町外の認可保育所等を希望される場合でも、嘉島町での手続きが必要です。利用要件や保育料なども嘉島町の基準に従います。ただし、希望保育所等のある市町村の住民が優先されるので、空きがあっても利用できない場合や、利用申込要件・継続利用要件が町内保育所とは異なる等の制限があります。



【保護者の方にいただくこと】

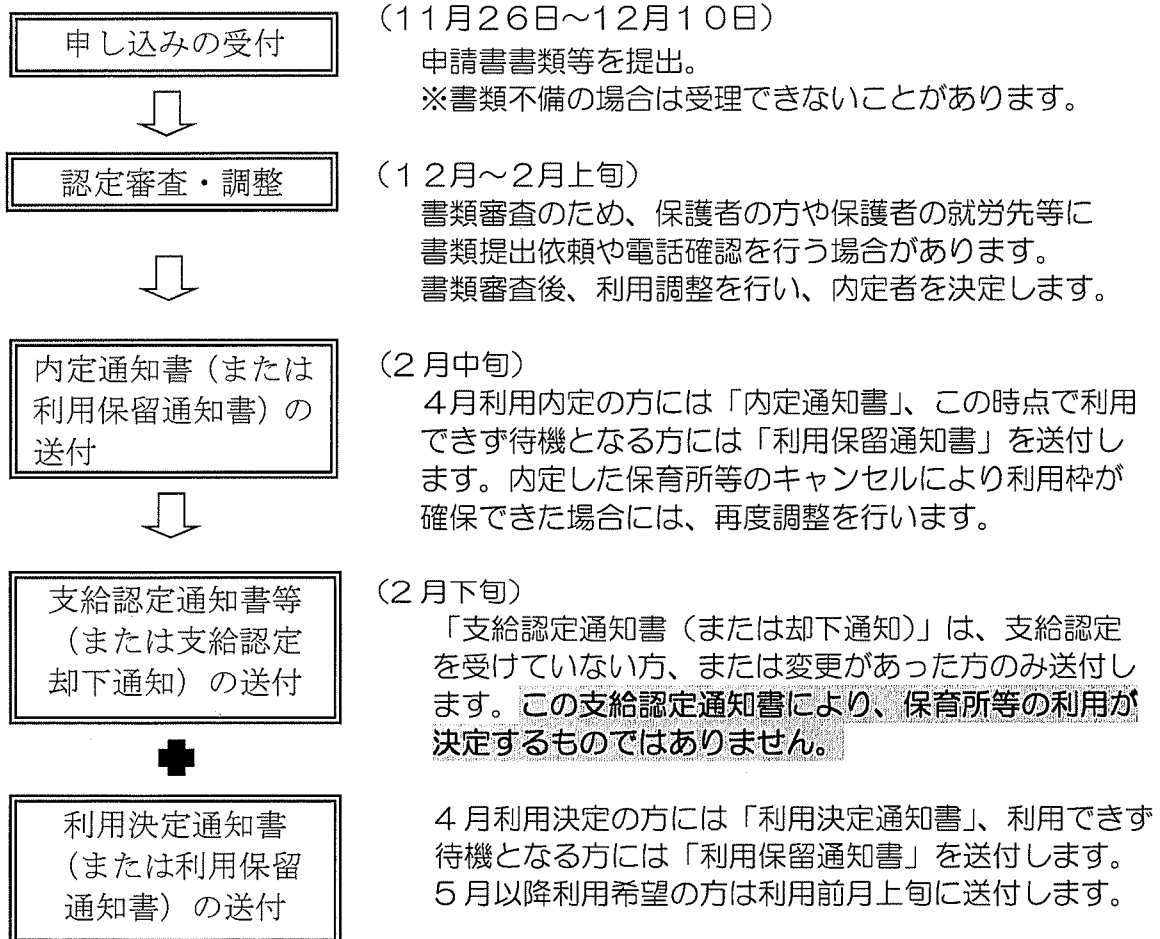
- ①希望する保育所等及びその保育所等がある市町村に保護者から直接利用の可否を確認してください。
- ②利用が可能な場合、利用申し込みの書類についてご説明しますので、嘉島町役場にご連絡をお願いします。
- ③利用申し込みの書類を嘉島町役場にご提出ください。

2. 利用決定までの流れ、利用申し込み結果について

(1) 利用決定までのスケジュールについて（予定）

※1号の方は、先着順での受付を開始し、定員になり次第受付を終了します。なお、その後は、園より直接、保護者の方へ面接等の連絡がありますのでご注意ください。

※2・3号希望の方



※2・3号の面接は行っておりません。

ただし、保育所利用に関する相談（世帯員の変更やお子さんに関すること等）につきましては、随時受け付けておりますのでご連絡ください。

(2) 支給認定結果について (1号、2号、3号の認定)

- ・保育が必要と認められた場合は、「支給認定通知書(または支給認定証)」を、認められなかった場合は、「支給認定申請却下通知書」を送付します。この支給認定通知書がないと、保育所等を利用することができません。

なお、この結果につきましては、申請の受付後30日以内に行うこととされておりますが、令和2年度4月の利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は2月下旬に通知する予定ですので、あらかじめご了承ください。

- ・支給認定通知書等は支給認定を初めて受ける方、または変更事項等がある方のみ送付させていただきます。

また、令和2年3月以降に受け付けた申請につきましては、30日以内に結果を通知いたします。

- ・保育が必要と認められた方で、支給認定通知書でなく、支給認定証が必要な方は、町民課福祉係にお知らせください。

なお、申し出がない限りは支給認定通知書を送付します。

- ・転入予定者については、転入手続き終了後の通知となります。
- ・支給認定通知書等をもって、保育所等の利用が決定するものではありません。

(3) 施設利用の選考及び結果について(利用の決定)

- ・ご提出いただいた申込書類に基づき、利用基準の審査を行い、利用者を決定いたします。ただし、利用希望者が定員を超える場合には、選考の基準点数表を基に点数化し点数の高い順から選考いたします。点数表は、窓口とホームページに同じものを準備しておりますのでご覧ください。

申し込み状況によっては利用を保留させていただきますのでご了承ください。

- ・利用者の決定時期に関しては、下記の図のとおりになります。

【通知の送付時期について】

		内定通知	支給認定通知	利用決定通知
4月利用希望者	(当初申し込み期間に申請された方)	2月中旬	2月下旬 (在園児・現在待機中の方はなし)	2月下旬
	(随時申し込みの方)	2月中旬	2月下旬 (現在待機中の方はなし)	2月下旬
5月以降利用希望者		※内定通知は4月利用の方のみ送付するものです。	・当初申し込みの方は、2月下旬 ・随時申し込みの方は、申込日から30日以内(ただし2月下旬以降)	利用希望月前月上旬 (例) 6月利用希望 →5月上旬通知発送

(4) その他

①退所について

次の場合には原則として、保育所を退所していただきます。退所する場合は「保育所退所届」を提出してください。

- ・保育の必要性がなくなった場合（退職、病気・ケガの完治等）
- ・支給認定申請及び施設利用申し込みに虚偽がある場合
- ・無断欠席が続いた場合
- ・町外へ転出される場合（転出日の属する月の月末までは通園可能です。）
- ・期限までに必要書類の提出がない場合

※保育料を長期に滞納している場合も退所していただく場合があります。

②定員について

認可保育所等には定員があります。嘉島町では例年多くの申し込みがあるため、定員を超えても一定の人数まで利用できる取り扱いをしておりますが、施設の面積や保育士の数などの基準により、利用可能人数には上限があります。この基準は、安全で健康的な保育を行うために全国一律に定められているものです。

③お子さんの心身発育等で心配な点がある方は、町民課福祉係にご相談ください。

3. 利用保留になってしまった場合について

(1) 年度内の調整について

利用保留になった方は次月以降の利用選考の対象として、令和2年度中は支給認定期間の範囲内に限り、調整を続けます。その結果、利用が決定した場合は利用可能月前月の上旬に担当より保護者の方に電話連絡後、利用決定通知書を送付します。

(2) 認可保育所以外の保育サービスについて

①一時預かり事業

一時預かりとは、理由の如何に関わらず、子どもを預かってもらえる事業やサービスの総称です。嘉島町では幼光保育園が自主事業で実施中で、令和2年4月開所のおひさまリリー保育園も同事業を開始予定です。一時預かり事業は保育園等と保護者との直接契約によるものなので、嘉島町以外の市町村の保育所等での利用が可能な場合もあります。

②ファミリー・サポート・センター事業（ファミサポ）

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てサポートを受けたい方（利用会員）と援助協力できる方（協力会員）との支え合いによる活動です。事前申し込みを行い、講習を受講する必要がありますが、会員登録すると、お子さんを預かって欲しい時に、登録している協力会員を紹介してもらうことが可能です。子どもの預かりは会員の自宅で行われ、嘉島町では生後3か月から小学校6年生までを預かってもらうことが可能です。

（嘉島町ファミリー・サポート・センター TEL：237-5559）

③その他の保育施設

嘉島町の認可を受けていない認可外保育施設もあります。問い合わせや申し込みは各施設に直接行う必要があります。

※幼児教育保育の無償化事業の助成対象となる場合があります。詳細は町民課へお尋ねください。

(3) 待機児童支援助成事業について

嘉島町では認可保育所の利用要件を満たし、申し込みを行ったが利用保留となったお子さんについて、一定条件（所得要件や対象施設等）を満たす場合に認可外保育施設を利用しているお子さんの保護者の方に対し、利用料の一部を助成する事業を行っております。対象となる条件、助成額等は以下のとおりです。

①対象者について

以下の要件をすべて満たすお子さんの保護者の方が対象となります。

- ☐ 認可保育所の利用要件を満たして申し込みを行ったが、認可保育所を利用できず待機となっている
- ☐ 嘉島町に住民登録があり、対象児童と同一の世帯に属し、保育所の申込時に保護者欄に記載されている方
- ☐ 本助成金の対象となる認可外保育施設を月単位で契約し利用している
- ☐ 就労・就学・疾病等により、現にご家庭での保育ができない
- ☐ 認可保育所の保育料算定を基準に該当年度の市町村民税の所得割額が97,000 円未満
- ☐ 申請時に認可保育所の保育料又は町税の滞納がない

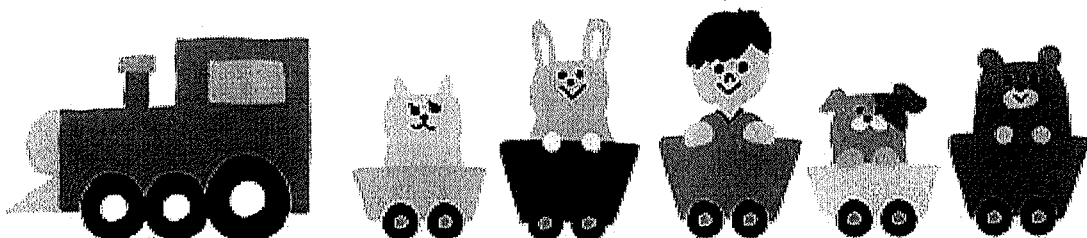
②助成金額について

助成金の額は助成対象経費から階層区分により算出される保育料月額相当額を差し引いた額に対象月数を乗じた額を支給します。ただし、下表のとおり所得階層区分に応じて助成上限額があります。なお、所得階層別の助成上限額よりも、利用している認可外保育施設の利用料が少ない場合は、実際の利用料が上限となります。

嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則別表第2の階層区分		3歳未満児 (月額)
第1階層	生活保護世帯等	各園の無償化事業で対応
第2階層	市町村民税非課税世帯	
第3階層	市町村民税所得割額が 48,600 円未満の世帯	14,000 円
第4階層	市町村民税所得割額が 48,600 円以上 97,000 円未満の世帯	10,000 円

※市町村民税所得割額が 97,000 円以上の場合（第5～第8階層に該当する方）は対象となりません。

申請書、申請期間など詳細については、町民課福祉係にお尋ねください。



4. 保育料について

(1) 嘉島町における保育所等の保育料について

嘉島町で定められている保育料は以下のとおりです。

認定こども園（1号）については、3歳以上のため無償化対象で0円です。

【特定保育等に係る利用者負担額表（保育料）】（単位：円）

支給認定保護者の属する世帯階層区分				利用者負担額（月額）			
階層	定義			年齢及び認定区分			
				3歳未満児（3号）		3歳以上児（2号）	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法に基づく被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯			0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		0円	0円	0円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯		0円	0円	0円	0円
第3階層	所得割課税額48,600円未満	ひとり親世帯等		8,500円	8,400円	0円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯		18,000円	17,700円	0円	0円
第4階層	第1階層を除き、当該年度（4月から8月分までの利用者負担額の算定にあたっては、前年度分）の市町村民税課税額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額48,600円以上		9,000円	9,000円	0円	0円
		77,101円未満		28,000円	27,600円	0円	0円
		所得割課税額77,101円以上		28,000円	27,600円	0円	0円
		97,000円未満					
第5階層		所得割課税額97,000円以上		38,000円	37,400円	0円	0円
		169,000円未満					
第6階層		所得割課税額169,000円以上		43,000円	42,300円	0円	0円
		301,000円未満					
第7階層		所得割課税額301,000円以上		48,000円	47,200円	0円	0円
		397,000円未満					
第8階層		所得割課税額397,000円以上		53,000円	52,100円	0円	0円

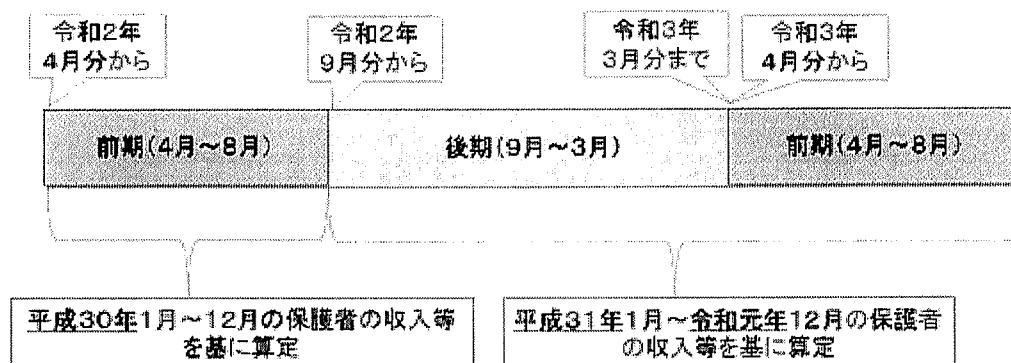
※ひとり親等とは、ひとり親家庭及び障がい児（者）を有する世帯です。

(2) 保育料の算定方法について

保育料は保護者の「住民税の所得割額」で算定します。

- ① 令和2年4月分から8月分までは、子どもの保護者の令和元年度市町村民税所得割額の合算額（平成30年1月～12月の収入等を基に算出）、9月分以降は令和2年度市町村民税所得割額の合算額（平成31年1月～令和元年12月の収入等を基に算出）を基に保育料を算出します。

【イメージ図】



市町村民税所得割額は、お勤めの方は毎年6月頃に職場より配布される「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」でも確認できます。また、保護者の収入が著しく低い場合は、同居の家族の中で所得の一番高い方で算定する場合があります。

なお、税額控除（住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等）は、適用されません。

- ② 平成30年度以降市町村民税を課税されている市町村が政令指定都市（熊本市等）だった場合、税率の変更に伴い市民税の割合が高くなりましたが、他市町村との平等性を図るため、税率変更前の市町村民税所得割額で保育所利用料を算定します。
- ③ 利用決定者のうち、保育料算定のための書類が未提出の方につきましては算定ができないため、最高階層での仮決定とします。
- ④ 子どもの年齢は、利用開始月にかかわらず、年度初日（4月1日）の年齢によって算定します。（年度途中で年齢が変更になっても、保育料の年度途中での変更はありません。）



(3) 未婚のひとり親を寡婦とみなす特例について

婚姻歴のないひとり親家庭は、税法上の寡婦（夫）控除の適用が受けられず、婚姻歴のあるひとり親と比べて保育料の額などに差が生じる場合があります。そのため、婚姻歴の有無による差が生じないように、保育料算定に係る寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。

控除適用のためには、次の対象条件をすべて満たしたうえで申請書等を提出していただく必要がありますので、該当されると思われる方は町民課福祉係にお越しください。

【対象条件】

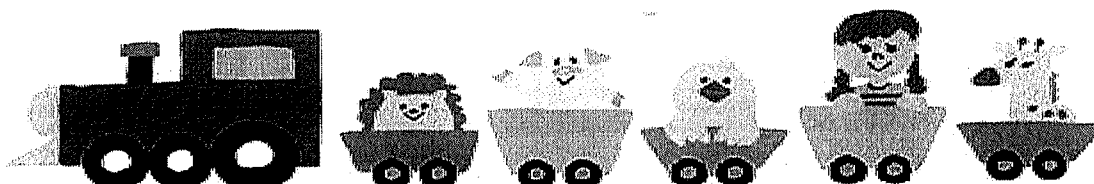
- 婚姻歴によらず母（父）となり、その後婚姻（事実婚を含む）していない。
- 生計を一にする20歳未満のお子さん（合計所得金額が38万円以下で、ほかの人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る）がいる。
- 総所得金額が500万円以下である（寡夫のみ）

(4) 多子世帯の保育料軽減について

	条件	カウントの仕方	保育料の軽減額
①	保育所等を利用している※1 子どもが2人以上の場合	保育所等を利用している 子どもをカウント	第2子半額 第3子以降無料
②	市町村民税所得割額 57,770円未満の世帯	兄弟姉妹の年齢に 関わらずカウント	第2子半額 第3子以降無料
③	ひとり親世帯等で 市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯	兄弟姉妹の年齢に 関わらずカウント	第1子半額 第2子以降無料
④	18歳未満の子どもが3人以上 いる場合(第7、8階層は除く)	18歳未満でカウント	第3子以降無料
⑤	非課税世帯	兄弟姉妹の年齢に 関わらずカウント	第2子以降無料

※1 幼稚園、認可保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設などに入所又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合を指します。

- ・ひとり親等は、既に軽減された金額が利用者負担額表に記載されております。
- ・平成28年熊本地震に伴う保育料減免は平成29年3月末日で終了しております。
- ・毎月1日から末日までの1ヶ月単位での利用をお願いしておりますので、在籍した月は出席日数にかかわらず1ヶ月分の保育料が必要となります。
- ・修正申告等による税額の変更、離婚等による家族構成の変更等は保育料に影響するため、直ちに町民課福祉係に連絡してください。（家族構成が変わったことにより保育料が変更になる場合は、異動の翌月からの変更とします。）



(5) 保育料の徴収方法について

① 口座振替	1月～11月…毎月末日口座振替します。 12月…25日に口座振替します。(ただし、その日が 土日祝の場合は、金融機関翌営業日になります。)
--------	---

↓ 口座振替できなかった場合

② 納付書納入	翌月の8日前後に保育所を通じて納付書を送付します。 20日までに保育所に支払ってください。
---------	--

↓ 20日までに納入されなかった場合

③ 督促状	督促状を送付します。 督促状に記載された指定期日までに納入してください。
-------	---

↓ 指定期日までに納入がなかった場合

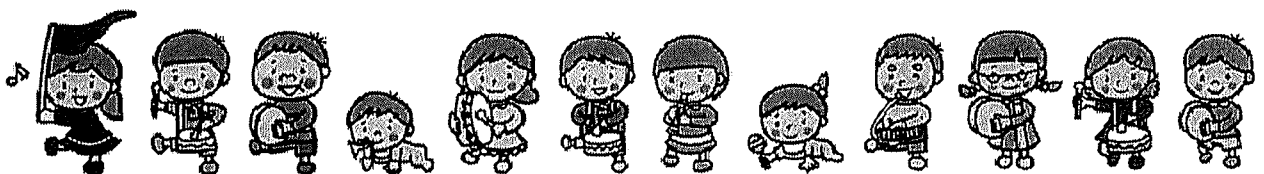
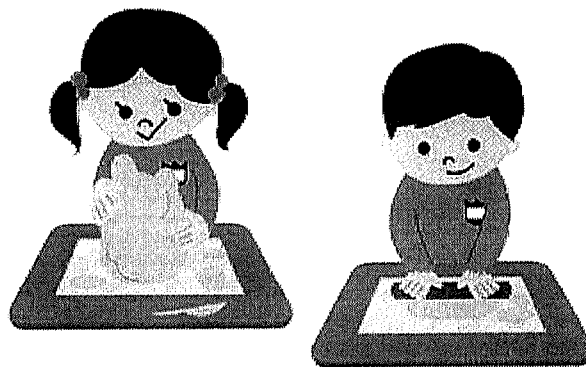
④ 児童手当等から徴収	児童手当等から徴収します。
-------------	---------------

↓ 児童手当等からの徴収が不能になった場合

⑤ 滞納処分	預金や給料の差し押さえ等の滞納処分を実施します。
--------	--------------------------

※認定こども園、公立保育所、地域型保育事業については、施設に直接納付となります。

※税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例に基づき、保育料を納期限までに納付されない場合、督促料及び延滞金が加算されます。納期限内に収めた人との公平性を保つことを目的に行いますので、ご理解と期限内の納付へのご協力をお願いします。



5. よくある問い合わせ例（Q & A）について

（利用申し込み関係）

Q. 嘉島町に転入予定ですが、申し込みはできますか？

A. いつの時点で転入してきますという確約書の提出を添付していただいた場合のみ受け付けております。ただし、利用希望月の前月20日頃までに、嘉島町に住民登録をしていなければ、利用できません。

Q. 利用申し込み前の見学は必要ですか？

A. 見学の有無は入所選考等の優先度等に影響はありません。しかし、その施設での生活や保育方針等それぞれの保育施設等の特色をよく理解していただいた上での申し込みをおすすめします。

Q. 育児休業が明けたら職場に復帰しますが、いつから入所できますか？

A. 基本的に当月の15日までに職場復帰する場合は、前月入所の申し込みが可能です。

（例1）7月15日に職場復帰→6月入所の申し込み可能

（例2）7月16日に職場復帰→7月入所からの申し込み可能

Q. 子どもの利用開始時は就労していましたが、退職した場合はどうなるのですか？

A. 今後働く予定がない場合には退所となりますが、今後働かれる場合は求職活動申立書を提出していただければ継続しての利用が可能です。（ただし、求職中による利用は原則3ヶ月となります。）

Q. 認定こども園を希望しています。1号（幼稚園部分）と2号（保育園部分）の申し込みを併願してもいいですか？

A. 大丈夫です。その際は、申請用紙に1号か2号どちらが優先希望なのか記載ください。

Q. 今、会社勤めで第1子を保育所に預けていますが、今度第2子を出産する予定です。育児休業に入るのですが、第1子はそのまま通園できますか？

A. 出生届を提出の際に手続きをしていただいた場合、利用を継続することができます。ただし、短時間認定（最長8時間）となります。

Q. 転園することはできますか？

A. 可能です。その際は、申請用紙の転園の口にチェック(☑)していただき、希望の園を記載してください。なお、基本的に年度当初のみ受け付けております。また、利用決定後に転園希望の保育所をキャンセルし、以前の保育所に戻るといったことはできませんので、ご注意ください。

Q. 認定こども園の1号を希望しています。2号へ変更し1号に戻ることはできますか？

A. 場合によっては戻れません。かしま幼稚園の1号の定員が20名・2号の定員が15名の計35名です。1号の幼稚園部分で入園し、仕事が決まったので年度途中で保育園部分の2号に変更し、事情があり仕事を辞めて1号の幼稚園部分に戻る必要がある場合、1号がすでに定員の20名になっている場合、戻ることができません。そのため、このような状況が生じた際は、退園となってしまいます。

1号→2号→1号や2号→1号→2号という変更を安易に行うことは、お子様の在園先がなくなる可能性もあるので、十分ご検討ください。

1号の幼稚園部分利用のご家庭で、保育が必要なご家庭となった場合、預かり保育事業がありますので、そちらを利用されると保育所と同じ時間帯で園生活を送ることが可能となります。なお、預かり保育事業は無償化の対象となっておりますので、お支払いされた預かり保育料の一部が後から戻ってきます。

(利用保留について)

Q. 利用保留となった場合は再度申し込みをする必要がありますか？

A. 希望していた月で利用保留となった場合、令和2年度の申し込みは支給認定期間の範囲内に限り令和3年3月まで有効です。申し込み内容に変更がない場合は、翌月以降も希望された施設での選考対象となりますが、令和2年度に利用決定しなかった場合、令和3年度の申し込みが別途必要になります。

Q. 求職活動中であることを理由に申し込みをしましたが、入所保留となりました。支給認定期間は3ヶ月ですが、3ヶ月経つとどうなりますか。

A. 求職活動中であることを理由にしての支給認定は3ヶ月で利用調整の対象外となります。引き続き求職活動をされている方は、認定期間の終了日の属する月の20日(土日祝日の場合は直前の平日)までに認定に必要な書類(就労を開始した場合は就労証明書、引き続き求職活動の場合は求職活動証明書)を提出してください。期限までに提出のない場合は、認定の有効期間が切れ、利用調整も対象外となります。再度申し込む場合は申込書類を改めて提出する必要があります。

Q. 利用保留となった場合は入所が決まるまで保留通知が届きますか？

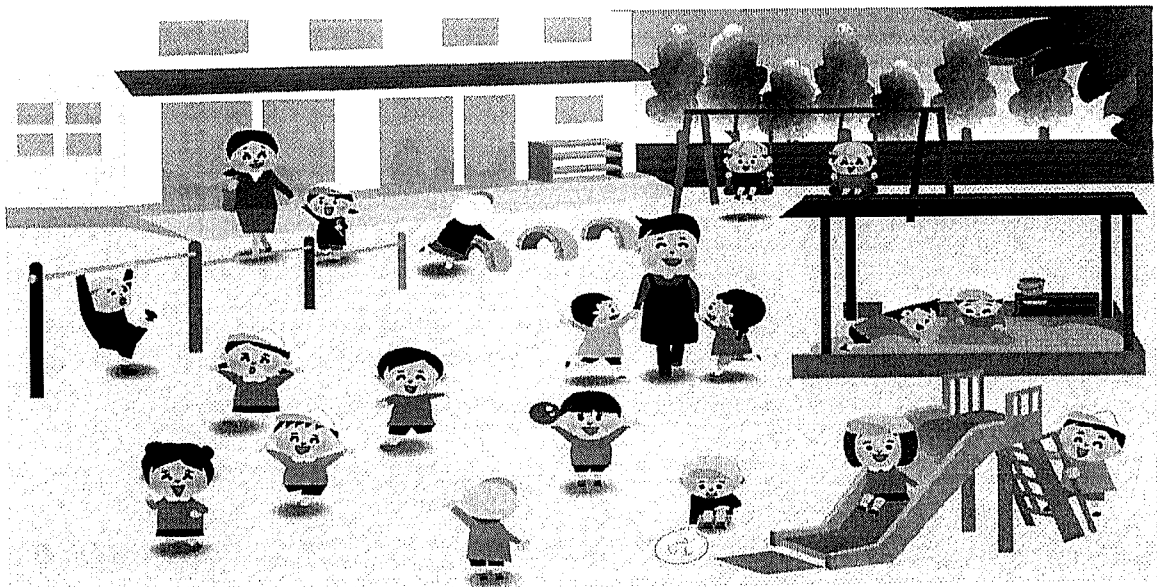
A. 希望していた月で利用保留となった場合、最初の1回のみしか保留通知は送付しません。保留通知には、有効期限を記載しておりますので、会社等へ保育所保留の状況について証明が必要な場合は、送付された保留通知を提示ください。
なお、会社等によっては指定の様式がある場合がありますので、その際は、町で証明いたしますので、ご持参ください。(証明料金が発生します。)

(保育料について)

Q. 年度途中で確定申告等をして市町村民税額が変わりましたが、保育料に関係しますか？

A. 保育料が変わる場合がありますので、直ちに町民課福祉係にご連絡ください。
なお、基本的に税の更正が分かった翌月から適用しますが、年度を越えた遡及は行いません。保育料が変わる可能性がある場合は下記のとおりです。

- ①生活保護の受給を開始・終了した。
- ②家族構成が変わった。(ひとり親家庭になった、合算対象者と生計が別になった等)
- ③障がい者手帳等の交付を受けた。
- ④年度の途中で所得の申告を行った。
- ⑤保育認定が変わった(育児休業に入ったため、標準時間→短時間に変更になった等)



6. 個人番号（マイナンバー）について

「行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、手続きの際に個人番号（＝マイナンバー）の記入が必要になりました。施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書を提出する際には、個人番号を記載していただきます。あわせて、「身元確認」と「番号確認」が必要になりますので、次の書類を提出もしくは持参していただきますようお願いいたします。

（1）マイナンバーの記入で省略できる書類

平成29年11月から自治体の情報連携が開始され、今まで申請時必要だった資料の提出を省略することができるようになりました。

【省略することができる書類】

- ・住民票・保育園等利用事務に係る市町村民税課税証明書
- ・障がい者手帳（身体、療育、精神）

（2）必要な書類について

①か②の書類が必要になります。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。

個人番号カード



個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認

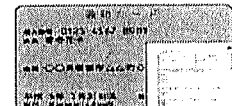
運転免許証orパスポートなど



番号確認

通知カードor

住民票（マイナンバー付き）など



①個人番号カードをもっている場合

1つだけで確認できるため、他の書類は必要ありません。

②個人番号カードを持っていない場合（身元確認書類＋番号確認書類）

★身元確認書類 ※身元確認書類は種類によって2つ必要な場合があります。

1つの提示でよいもの	運転免許証、パスポート、障がい者手帳（身体、精神、療育）、写真付きの身分証明書（学生証・社員証等）
2つの提示が必要なもの	公的医療保険の保険証（国民健康保険、健康保険、介護保険）、子ども医療受給者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、身分証明書（顔写真なし）

★番号確認書類 通知カード、個人番号入りの住民票

7. 利用申し込みに必要な書類について

申し込みには次の(1)～(3)の書類が必要です。※(4)、(5)については該当者のみ。

(1) 支給認定申請書兼利用申込書

- ・申込書は町民課福祉係で受け取るか、町ホームページよりダウンロードして取得してください。
- ・令和2年4月1日時点の状況に基づいて記載例を参考にご記入ください。空欄等不明な点があると正しい審査ができませんので、必ず全ての項目をご記入ください。
- ・兄弟姉妹で申し込む場合は、子ども1人につき1枚必要です。(添付書類は1人分で可)

(2) 保育が必要なことを証明する書類【父母ともに必要です。】

保護者の状況 (利用理由)	提出書類	備考
就 労	お勤めの方 お勤め予定の方 内職の方	就労(予定)証明書 勤務先より記入してもらってください。
	自営業の方	就労(予定)証明書 ご自身で記入してください。 (無給もしくは勤務時間に比べて著しく収入の低い仕事は認めません。)
	農業の方	農業従事申立書 ご自身で記入してください。 (申立内容については町が農業委員会に照会します。)
就 学	学校に通っている方 学校に通う予定の方	在学証明書及び 時間割(カリキュラム) 在学の期間、1ヶ月間の就学日数・時間のわかるものがが必要です。
病 気・ 介 護	保護者の疾病・ 障がい	診断書または調査員 (民生委員)の意見書 子どもの保育ができない旨がわかる記述が必要です。
	親族の 介護・看護	診断書または調査員 (民生委員)の意見書 介護・看護が必要で、子どもの保育ができない旨がわかる記述が必要です。
そ の 他	妊娠・出産	母子手帳の写し 表紙と出産予定日が分かるページ。(利用期間は、原則、産前2ヶ月、産後2ヶ月です。)
	災害復旧	調査員(民生委員)の意見書 常時復旧作業が必要な状態である等がわかる記述が必要です。
	育児休業中	就労(予定)証明書 及び出産に伴う継続利用 申立書 勤務先より産前産後、育児休業の期間を記入してもらってください。 申立書はご自身で記入してください。
	求職活動中	求職活動申立書 利用決定後3ヶ月以内に雇用証明書の提出が必要です。(月48時間以上の就労が必要です。条件を満たさない場合や、証明書の提出がない場合は退所していただきます。)

(3) 個人番号（マイナンバー）と身分証明書を確認するための書類

来庁者	持参していただくもの
保護者氏名欄に記載されている方本人	保護者氏名欄の方の個人番号がわかる書類 身分証明書の写し
保護者氏名欄の方の配偶者もしくは祖父母	保護者氏名欄の方の個人番号がわかる書類 // 身分証明書の写し 来庁される方の身分証明書の写し
上記以外の代理人	保護者氏名欄の方の個人番号がわかる書類 // 身分証明書の写し 来庁される方の身分証明書の写し 委任状

※番号確認と身元確認の完了後、それらの書類については個人情報保護のため破棄します。

(4) 保育料を算定するための書類

保護者の状況	提出書類
同居の家族に障がい者手帳等をお持ちの方がいる場合	障がい手帳を持っている方の個人番号がわかる書類 特別児童扶養手当証書の写し 障がい年金証書の写し ※保育料が軽減される場合があります。

(5) その他必要書類

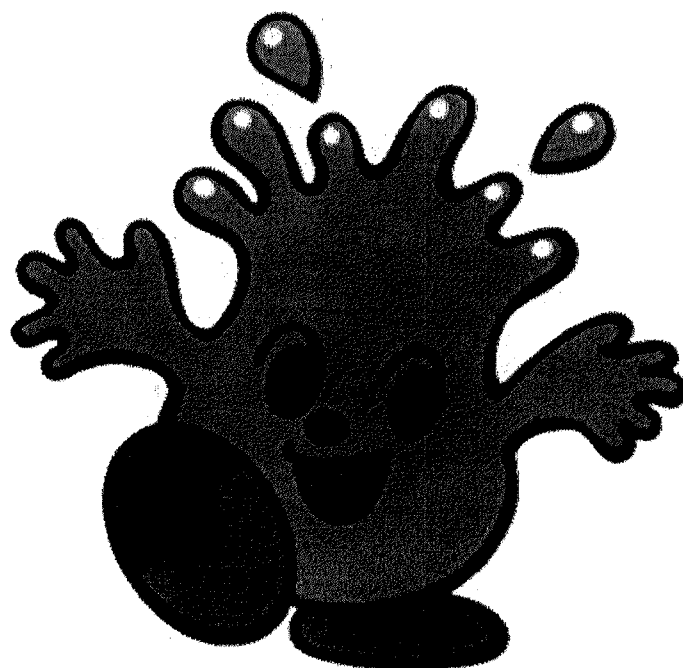
同居の親族に 70 歳未満の祖父母がいる場合	
働いている	勤務先を申込書に記入 [農業の場合は農業従事申立書が必要]
病気	診断書又は調査員（民生委員）の意見書が必要
申し込み時点で嘉島町に住民票がない方	確約書 (利用開始希望月の前月中旬までに嘉島町に住民登録をしていなければ利用できません。)
初めて利用を申し込む方	保育料の振替を希望する口座の通帳と銀行届出印

※保護者以外にその家庭に子どもの保育ができる方（同居の 70 歳未満の祖父母等）がいる場合でも、保育所等の利用はできます。（ただし、選考順位には加味されません。）

《お問い合わせ先》 嘉島町役場 町民課 福祉係
〒861-3192
上益城郡嘉島町上島 530
TEL 096-237-2576（直通）
FAX 096-237-2359



申請書様式および記入例



個人番号（マイナンバー）届出書

※「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、子どものための教育・保育給付の支給に関する事務及び子育てのための施設等利用給付に関する事務のため、個人番号（マイナンバー）の記載、および「個人番号確認」と「本人確認」が義務付けられています。

嘉島町長 様

保育施設等の利用にあたり、下記のとおり関係者の個人番号（マイナンバー）を届け出ます。

提出日：令和 年 月 日

保護者（申請者）氏名： _____ (印)

記

第1希望 施設名		申請 子ども氏名	(年 月 日生まれ)
-------------	--	-------------	-------------

申請の対象となる子どもと保護者（父・母）についてご記入ください。

また、別に生計中心者（祖父・祖母）がいる場合は、その方についてもご記入ください。

氏名	続柄	生年月日	マイナンバー
	本人	年 月 日	
	父	年 月 日	
	母	年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

本書提出時には、右上に自署された保護者（申請者）の「個人番号確認書類」と「本人確認書類」写しの提出が必要となります。（兄弟同時入園の場合は、そのご家庭で1組ご準備ください）

個人番号確認書類	+	本人確認書類	
※以下のうちいずれか1点で可 □個人番号カード ※身分証明書にもなります。 □個人番号通知カード □個人番号記載の住民票等		身分証明書(写真付)	身分証明書(写真なし)
		※以下のうちいずれか1点で可 □個人番号カード □住基カード □運転免許証 □パスポート □身体障がい者手帳 □その他官公署発行の <u>写真付</u> 身分証明書等で、住所氏名生年月日の記載のあるもの	※以下のうち2点必要 □健康保険被保険者証 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □介護保険被保険者証 □その他官公署等からの発行書類で、住所氏名生年月日の記載のあるもの

※該当する確認書類に✓を入れてください

子どもの氏名【 】

	【 父 方 】	【 母 方 】
別居の祖父母の状況	住所	住所
	祖父氏名 (歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他	祖父氏名 (歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他
	祖母氏名 (歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他	祖母氏名 (歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他

③子どもの健康状況について

病歴・持病等	☐ なし ☐ あり【病名:症状】 ☐ 通院中 ☐ 入院歴 年 月 日から 年 月 日まで
発育状況等 (○をつける)	・発育の遅れ ☐ なし ☐ あり【 ・食物アレルギー ☐ なし ☐ あり【 ☐ 卵 ☐ 乳 ☐ 小麦 ☐ その他()
心配していること	・精神発達面(ことば・行動など)

④転入(転居)の予定

転入予定日	令和 年 月 日頃	転入(転居)予定住所	〒
祖父母との同居予定	☐ あり ☐ なし		

⑤保育の利用を必要とする理由等 ※2・3号該当のみ記入してください

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他() (具体的な状況(疾病・介護の状況など))	
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他() (具体的な状況(疾病・介護の状況など))	
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月・火・水・木・金・土・不定期		時から 時まで

○「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
 ○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

⑥利用調整に係るアンケート【※必ずお答えください。無記入の場合は点数として反映しません。】

- | | | | |
|---|----|---|-----|
| 1 世帯の生計中心者が失業している。 | はい | ・ | いいえ |
| 2 前年度待機児童として保留通知を受け、6ヶ月以上利用を待っている。 | はい | ・ | いいえ |
| 3 前年度待機児童として利用保留となったが、就労の関係で育児休業から復帰した。 | はい | ・ | いいえ |
| 4 前年度兄弟姉妹同一施設の利用が叶わず、現在別々の施設で利用している。 | はい | ・ | いいえ |
| 5 公的機関の自立支援プログラム等を利用している。 | はい | ・ | いいえ |
| 6 保護者が送迎をする手段が徒歩又は自転車のみである。 | はい | ・ | いいえ |
| 7 保護者が保育士、幼稚園教諭及び保育教諭として、ハローワーク等に求職登録している又は就労予定である。 | はい | ・ | いいえ |

★嘉島町外に所在する1号認定園希望の方は、在園(予定)先から証明が必要です

*施設記載欄 (施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
-------	-------

施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定(令和 年 月 日契約(内定)))・無
備考	

記 入 上 の 注 意

「支給認定申請書」は、保護者が次の点に注意し記入のうえ嘉島町役場(施設(事業者))を経由して提出する場合は、利用を申し込んだ施設)に提出してください。なお、その家庭から2人以上の子どもが同時に申請を行う場合は、それぞれの子どもごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

- 1 申請に当たっての同意事項を確認のうえ、署名・捺印してください。
- 2 「申請に係る小学校就学前子ども」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「生年月日」の欄は申請子どもの情報を記入してください。
「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 3 「障がい者手帳等の有無」の欄は、申請子どもに係る障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等)の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 4 「保護者住所・連絡先」欄(連絡先)については、連絡先が複数ある場合は全て記入してください。
- 5 ①「利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名、希望する保育必要量」の欄の記入について、
まず、申請区分の該当する口にチェック(☑)してください。また、継続・転園の場合は、現在の在園先を記入してください。
次に、希望する認定の口にチェック(☑)をし、小学校就学前もしくはそれに達するまでで施設(事業者)の利用を希望する期間を記入してください。最後に、希望する順位に従い施設(事業者)名を記入してください。
なお、第1希望が利用保留となった場合、第2・第3希望の園へに利用調整を希望するか該当する口にチェック(☑)してください。
さらに、第3希望以外の園への利用調整を希望されるかも該当する口にチェック(☑)してください。
希望する保育必要量については、申込案内のP2を参考に該当する口にチェック(☑)してください。
- 6 ②「世帯の状況」の欄は、申請子ども本人以外の同居している親族等の全員について記入してください。
また、申請時点での「年齢」を記入し、「性別」で該当するものを囲んでください。「勤務先又は学校名等」欄に勤務先の会社名称等を記入し、「障がい者手帳等の有無」の欄は、該当するものを囲み、確認できる書類を添付してください。
「備考」の欄は、同居・別居の該当するものを○で囲んでください。
なお、同居祖父母が会社等に勤めている方については、勤務先を記入してください。
- 7 「家庭の状況」の欄は該当する口にチェック(☑)してください。

(裏面)

- 8 「祖父母の状況」の欄は、父方、母方の父母について住所、氏名、年齢について記入してください。
また、その状況について該当するものを○で囲んでください。なお、祖父母と同居している場合は記入不要です。
- 9 ③「子どもの健康状況について」の欄は、該当するものがある場合は口にチェック(☑)をつけ、詳細を記載してください。
内容によっては電話等で事前にお尋ねする場合がありますので、ご了承ください。
- 10 ④「転入(転居)の予定」の欄は、該当する方は記載してください。

※1号のみ希望される方については、ここまでの記入で終了です。

★町外に所在する1号認定園へ、在園(予定)の方は園へ申請用紙への証明依頼をお願いします。

- 11 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は両親ともに(両親と別居している場合には子どもの面倒を見ている者)次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等 (家庭外労働)子どもの保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その子どもの保育ができない場合
(家庭内労働)子どもの保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その子どもの保育ができない場合
- (2) 妊娠・出産 子どもの保護者が出産の前後のため、その子どもの保育ができない場合
- (3) 疾病・障がい 子どもの保護者が病気、負傷、心身に障がいがあったりするので、その子どもの保育ができない場合
- (4) 介護等 子どもの家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要なきょうだいがおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その子どもの保育ができない場合
- (5) 災害復旧 火災や風水害、地震等により、その住居を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間子どもの保育ができない場合
- (6) 求職活動 子どもの親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その子どもの保育ができない場合
- (7) 就学 子どもの親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)しているため、その子どもの保育ができない場合
- (8) 育児休業 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいてその子どもの保育ができない場合
- (9) その他

12 ⑤「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の②「世帯の状況」の欄に記入した子どもの世帯員のうち、両親及び両親以外の同居している親族等ごとに、子どもを保育できない理由を11の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての口にチェック (☑) し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、(1)～(8)の場合以外で子どもを保育できない理由がある場合は「その他」にチェック (☑) し、内容を () 内に記入してください。

また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入してください。

※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産(予定)日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障がいの程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、(8)では育児休業の期間、(9)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入してください。

13 「希望する利用時間」の欄は利用曜日を○で囲み、利用時間を記入してください。(7時～19時が延長保育を含めた預かり時間となります。)

14 ④「利用調整に係るアンケート」の欄は、利用調整時に点数化して反映する情報であるため必ず回答してください。

該当するものを○で囲んでください。なお、未記入の場合は反映しませんのでご了承ください。

(留意事項)

支給認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への利用については、以下のことをご了承ください。

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設を利用できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

「個人番号(マイナンバー)届出書」は、12桁の番号の記入間違いが発生しない様ご注意ください、嘉島町役場(施設(事業者)を経由して提出する場合は、利用を申し込んだ施設)に提出してください。なお、その家庭から2人以上の子どもが同時に申請を行う場合は、それぞれの子どものごとに1枚の用紙を用いてください。

ただし、代表保護者の身分証明書写の添付は、その家庭で1組ご準備いただければ大丈夫です。

ここの12桁の番号を
記入してください。

通知カード	
個人番号 0123 4567 8901	氏名 花子
①通知カード	
住所 ○○県△△市□□町○○丁目△番地1-1-1	
生年月日 平成5年3月31日生	性別 女
交付日 平成22年10月09日	△△市役所 A123456789

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書 (※地方自治体関係システム関係 用)	
申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123
氏名	花子 花子
住所	○△県△△市□□町○○丁目△番地1-1-1
生年月日	平成5年3月31日
性別	女
[交付文字情報]	
交付番号	外輸入番号 の区分
希望する 交付の区分	希望する 交付の区分
希望の交付方法を希望する (※本人が希望する場合は「希望」)	ハンパワ ハナコ
※上記に記入されている情報は、申請の受理年月日現在のもので、 左のQRコードを読み取るスマートフォン等から交付の申請ができます。	

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123
②個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書	
10000019-01/01 3190110000019#	

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

現況届 兼 保育所等利用申込書

パターンA
保育所新規申込者

- 2、決定した利用者負担額について、保育所等に対して提示すること
3、税資料を期限までに提出できないときは、基準額の最高階層にて決定されること
4、必要と認める際には、小学校、他の保育所等その他の機関に対して個人情報を提供すること

必ず代表保護者の
個人番号がわかるもの
と身分証明書のコピー

令和 元 年 〇 月 〇 日

代表保護者氏名

嘉島 太郎

印

申請に係る小学校就学前子ども	氏 名	生年月日	年 齢	性 別	障がい者 手帳等の有無
	(ふりがな) かしま わく 嘉島 湧	H29年 4月 1日生	*	男・女 男	有・無 有
保護者 住所・連絡先	(住 所) 嘉島町大字 上島530番地 〇〇アパート 101 (連絡先) 自宅 △△△-△△△△ 父(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△ 母(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△				

* マイナンバー	身分証明	受付者

空欄をお願いします。

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名、希望する保育必要量

申請区分	☒ 新規 ☐ 継続 (在園先: ☐ 転園 (在園先: 	小学校就学前までの利用を希望される場合は チェック☑をしてください。 1年間のみなど、それ以外の期間については、 日付を記載の上チェック☑をしてください。
希望の教育・保育給付 認定区分	☐ 1号を希望 ☒ 2・3号を希望	令和 2年 4月 1日より ☐ 就学前まで ☐ 令和 年 月 日まで ※1号と2号の併願申請の場合、第1希望は(☐ 1号 ☒ 2号)★併願の場合は必ず☑してください

利用を希望する施設 (事業者) 名	第1希望	第1希望施設以外への入所
	〇〇保育園	☒ 希望する(下記に施設名を記入) ☐ 希望しない 要チェック
	第2希望	△△幼稚園
	第3希望	☆☆保育園
第3希望までの上記施設で利用保留となった場合、別施設の利用調整 (☑希望する・☐希望しない)		

※入所選考は、第1希望の施設で行います。第2希望・第3希望は選考後に紹介する施設がある場合の参考といたします。

希望する保育必要量(2・3号の場合) ☒ 標準時間(月120時間以上就労等) ☐ 短時間(月48時間以上月120時間以下就労等)

②世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	性 別	就学・学校	希望する保育必要量に チェック☑をしてください。 (詳細は申込案内のP2を 参照)
保護者	かしま たろう 嘉島 太郎	父	S62年 4月 4日生	32	男・女 男	〇〇製	
	かしま はなこ 嘉島 花子	母	S62年 5月 5日生	32	男・女 女	〇〇市役所	有・無 有 (同居) 別居
子どもの世帯員	かしま ゆうすい 嘉島 湧水	兄	H21年 8月 8日生	10	男・女 男	嘉島〇小学校	有・無 有 (同居) 別居
	かしま ゆうこ 嘉島 湧子	姉	H26年 9月 9日生	5	男・女 女	〇〇保育園	有・無 有 (同居) 別居
					男・女		有・無 同居・別居
					男・女		有・無 同居・別居

令和2年4月1日時点の年齢を
記入してください。

※生計、居住区域が別の二世帯住宅である場合は、別居の祖父母欄に記入

同居の祖父母	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	現在の状況	障がい者手帳等 の有無
	かしま ぞふろう 嘉島 祖父郎	祖父	S31年 6月 6日生	63	☒ 就労 (勤務先: 〇〇建設) ☐ 農業 ☐ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死 ☐ その他()	70歳未満で無職の 場合は、民生委員の 意見書が必要です。 (無)
	かしま ぞほこ 嘉島 祖母子	祖母	S33年 7月 7日生	61	☐ 就労 (勤務先:) ☐ 農業 ☒ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他()	有 (無)

家庭の状況
(保育料軽減の対象になる場合あり)

☐ 生活保護世帯

☐ ひとり親家庭

(口未婚のひとり親家庭)

☒ 障がい児(者)を有する家庭
→要書類添付

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

現況届 兼 保育所等利用申込書

パターンB
在園先保育所へ継続申込者

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等に係

必ず代表保護者の
個人番号がわかるもの
と身分証明書のコピー民税の情報（同一世帯を含む）及び世帯情報を町が閲覧する（含む）
して提示すること

1、申請料を納付済みでない場合は、基本額の最高階層にて決定されること

4、必要と認める際には、小学校、他の保育所等その他の機関に対して個人情報を提供すること

*マイナンバー	身	証	明	書	受	付

令和 元 年 〇 月 〇 日

代表保護者氏名

嘉島 太郎

申請に係る小学校就学前子ども	氏 名	生年月日	年 齢	性 別	障がい者 手帳等の有無
	(ふりがな) かしま わく 嘉島 湧	H29年 4月 1日生	*	男・女 男	有・無 有
保護者 住所・連絡先	(住 所) 嘉島町大字 上島530番地 ○〇アパート 101 (連絡先) 自宅 △△△-△△△△ 父(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△ 母(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△				

①利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名、希望する保育必要量

申請区分	☐ 新規 ☒ 継続 (在園先: ☆☆保育園) ☐ 転園 (在園先:)		小学校就学前までの利用を希望される場合は チェック☑をしてください。 1年間のみなど、それ以外の期間については、 日付を記載の上チェック☑をしてください。
希望の教育・保育給付 認定区分	☐ 1号を希望 ☒ 2・3号を希望	令和 2年 4月 1日より	☒ 就学前まで ☐ 令和 年 月 日まで
※1号と2号の併願申請の場合、第1希望は(☐ 1号 ☐ 2号)★併願の場合は必ず☑してください			
利用を希望する施設 (事業者) 名	第1希望	第1希望施設以外への入所	
	☆☆保育園	☐ 希望する(下記に施設名を記入) ☒ 希望しない	
	第2希望		
	第3希望		
第3希望までの上記施設で利用保留となった場合、別施設の利用調整 (☐ 希望する ・ ☐ 希望しない)			
※入所選考は、第1希望の施設で行います。第2希望・第3希望は選考後に紹介する施設がある場合の参考といたします。			
希望する保育必要量(2・3号の場合)	☒ 標準時間 (月120時間以上就労等) ☐ 短時間 (月48時間以上月120時間以下就労等)		

②世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	性 別	就学 状況	希望する保育必要量に チェック☑をしてください。 (詳細は申込案内のP2を 参照)
保護者	かしま たろう 嘉島 太郎	父	S62年 4月 4日生	32	男・女 男	〇〇製	
	かしま はなこ 嘉島 花子	母	S62年 5月 5日生	32	男・女 女	〇〇市役所	有・無 有
子どもの世帯員	かしま ゆうすい 嘉島 湧水	兄	H21年 8月 8日生	10	男・女 男	嘉島〇小学校	有・無 有
	かしま ゆうこ 嘉島 湧子	姉	H26年 9月 9日生	5	男・女 女	〇〇保育園	有・無 有
					男・女		有・無 有
					男・女		有・無 有
同居の祖父母	※生計、居住区域が別の二世帯住宅である場合は、別居の祖父母欄に記入						
	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	現在の状況		障がい者手帳等 の有無
	かしま そふろう 嘉島 祖父郎	祖父	S31年 6月 6日生	63	☒ 就労 (勤務先: 〇〇建設) ☐ 農業 ☐ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死 ☐ その他		70歳未満で無職の 場合は、民生委員の 意見書が必要です。
	かしま そほこ 嘉島 祖母子	祖母	S33年 7月 7日生	61	☐ 就労 (勤務先:) ☐ 農業 ☒ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他		有・無 有
家庭の状況 (保育料軽減の対象になる場合あり)		☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親家庭 (☐ 未婚のひとり親家庭) ☒ 障がい児(者)を有する家庭 →要書類添付					

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
保育所等利用申込書

パターンC
保育所在園中だが転園希望申込者

必ず代表保護者の
個人番号がわかるもの
と身分証明書のコピー

- 3、税資料を期限までに提出できないときは、基準額の最高階層にて決定されること
4、必要と認める際には、小学校、他の保育所等その他の機関に対して個人情報を提供すること

* マイナンバー	身分証明	受付者

令和 元 年 〇 月 〇 日

代表保護者氏名

嘉島 太郎

氏 名	生年月日	年 齢	性 別	障がい者 手帳等の有無
(ふりがな) かしま わく 嘉島 湧	H29年 4月 1日生	*	男・女 男	有・無 有
空欄をお願いします。				

保護者 住所・連絡先	(住 所) 嘉島町大字 上島530番地 ○〇アパート 101 (連絡先) 自宅 △△△-△△△△ 父(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△ 母(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△
------------	--

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名、希望する保育必要量

申請区分	☐ 新規 ☐ 継続 (在園先: ☒ 転園 (在園先: ☆☆保育園		小学校就学前までの利用を希望される場合は チェック☑をしてください。 1年間のみなど、それ以外の期間については、 日付を記載の上チェック☑をしてください。
希望の教育・保育給付 認定区分	☐ 1号を希望 ☒ 2・3号を希望	令和 2年 4月 1日より	☒ 就学前まで ☐ 令和 年 月 日まで
※1号と2号の併願申請の場合、第1希望は(☐ 1号 ☐ 2号)★併願の場合は必ず☑してください			
利用を希望する施設 (事業者) 名	第1希望	第1希望施設以外への入所	
	〇〇保育園	☒ 希望する(下記に施設名を記入) ☐ 希望しない	
		第2希望	▽▽保育園
		第3希望	要チェック
第3希望までの上記施設で利用保留となった場合、別施設の利用調整 (☐ 希望する ・ ☒ 希望しない)			
※入所選考は、第1希望の施設で行います。第2希望・第3希望は選考後に紹介する施設がある場合の参考といたします。			
希望する保育必要量(2・3号の場合)	☒ 標準時間(月120時間以上就労等) ☐ 短時間(月48時間以上月120時間以下就労等)		

②世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	性 別	就学先・学校名	希望する保育必要量に チェック☑をしてください。 (詳細は申込案内のP2を 参照)
保護者	かしま たろう 嘉島 太郎	父	S62年 4月 4日生	32	男・女 男	〇〇製	
	かしま はなこ 嘉島 花子	母	S62年 5月 5日生	32	男・女 女	〇〇市役所	有・無 有 同居・別居 同居
子どもの世帯員	かしま ゆうすい 嘉島 湧水	兄	H21年 8月 8日生	10	男・女 男	嘉島〇小学校	有・無 有 同居・別居 同居
	かしま ゆうこ 嘉島 湧子	姉	H26年 9月 9日生	5	男・女 女	〇〇保育園	有・無 有 同居・別居 同居
					男・女		有・無 同居・別居
					男・女		有・無 同居・別居
※生計：居住区域が別の二世帯住宅である場合は、別居の祖父母欄に記入							
同居の祖父母	かしま そふろう 嘉島 祖父郎	祖父	S31年 6月 6日生	63	☒ 就労 (勤務先: 〇〇建設) ☐ 農業 ☐ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死 ☐ その他()		70歳未満で無職の場合は、民生委員の意見書が必要です。
	かしま そぼこ 嘉島 祖母子	祖母	S33年 7月 7日生	61	☐ 就労 (勤務先:) ☐ 農業 ☒ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他()		有・無 有
家庭の状況 (保育料軽減の対象になる場合あり)		☐ 生活保護世帯 ・ ☐ ひとり親家庭 (☐ 未婚のひとり親家庭) ☒ 障がい児(者)を有する家庭 → 要書類添付					

令和2年4月1日時点の年齢を
記入してください。

子どもの氏名【 嘉 島 湧 】

【 父 方 】		【 母 方 】	
住所		住所 熊本市〇区〇〇〇番地	
別居の祖父母	祖父氏名		役所 祖父男 (60歳)
	就労・病気・無職・死別・離婚・その他		
	祖母氏名		役所 祖母美 (58歳)
就労・病気・無職・死別・離婚・その他		就労・病気・無職・死別・離婚・その他	

③子どもの健康状況について

病歴・持病等	☒ なし ☐ あり【病名:症状 □通院中 □入院歴 年 月 日から 年 月 日まで
発育状況等 (○をつける)	・発育の遅れ ☐ なし ☒ あり【低身長である。低体重である。など ・食物アレルギー ☐ なし ☒ あり【 ☒ 卵 ☐ 乳 ☒ 小麦 ☐ その他()】
心配している こと	・精神発達面(ことば・行動など) ことばが遅い気がする。乱暴である。など 生まれつき病気がある。障がいがある。など

転入(転居)予定の方は必ず記入してください。
提出後、変更があった場合は
すぐに連絡してください。
(入所時期に影響する場合があります。)

④転入(転居)の予定

転入予定日	令和 年 月 日頃	転入(転居)予定住所	〒
祖父母との同居予定	☐ あり ☐ なし		

⑤保育の利用を必要とする理由等 ※2・3号該当のみ記入してください

続柄	必要とする理由	備考
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他() (具体的な状況(疾病・介護の状況など))	
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他() (具体的な状況(疾病・介護の状況など))	
希望する利用時間	利用曜日 月・火・水・木・金 土・不定期	利用時間 8 時から 18 時まで

○「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。

○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

⑥利用調整に係るアンケート【※必ずお答えください。無記入の場合は点数として反映しません。】

- | | |
|---|---|
| 1 世帯の生計中心者が失業している。 | はい ・ ☒ いいえ |
| 2 前年度待機児童として保留通知を受け、6ヶ月以上利用を待っている。 | ☒ はい ・ ☐ いいえ |
| 3 前年度待機児童として利用保留となったが、就労の関係で育児休業から復帰した。 | ☒ はい ・ ☐ いいえ |
| 4 前年度兄弟姉妹同一施設の利用が叶わず、現在別々の施設で利用している。 | はい ・ ☒ いいえ |
| 5 公的機関の自立支援プログラム等を利用している。 | はい ・ ☒ いいえ |
| 6 保護者が送迎をする手段が徒歩又は自転車のみである。 | はい ・ ☒ いいえ |
| 7 保護者が保育士、幼稚園教諭及び保育教諭として、ハローワーク等に求職登録している又は就労予定である。 | はい ・ ☒ いいえ |

★嘉島町外に所在する1号認定園希望の方は、在園(予定)先から証明が必要です

＊施設記載欄 (施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
-------	-------

嘉島町外の幼稚園、認定こども園の1号認定の子どもの申請には園の証明が必要です。

施設(事業者)名	
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定(令和 年 月 日契約(内定)))・無
備考	

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

状況届 兼 保育所等利用申込書

パターンD
こども園1号新規申込者

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等に係

民税の情報（同一世帯を含む）及び世帯情報を町が閲覧すること
して提示すること

3、税資料を期限までに提出できないときは、基準額の最高階層にて決定されること

4、必要と認める際には、小学校、他の保育所等その他の機関に対して個人情報を提供すること

必ず代表保護者の
個人番号がわかるもの
と身分証明書のコピー

*マイナンバー	身分証明	受付者

令和 元 年 〇 月 〇 日

代表保護者氏名

嘉島 太郎

印

申請に係る小学校就学前子ども	氏 名	生年月日	年 齢	性 別	障がい者 手帳等の有無
	(ふりがな) かしま わく 嘉島 湧	H29年 4月 1日生	*	男・女 男・女	有・無 有・無
保護者 住所・連絡先	(住 所) 嘉島町大字 上島530番地 ○〇アパート 101 (連絡先) 自宅 △△△-△△△△ 父(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△ 母(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△				

空欄をお願いします。

①利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名、希望する保育必要量

小学校就学前までの利用を希望される場合は
チェック☑をしてください。
1年間のみなど、それ以外の期間については、
日付を記載の上チェック☑をしてください。

申請区分	☒ 新規 ☐ 継続（在園先： ☐ 転園（在園先： 	
希望の教育・保育給付 認定区分	☒ 1号を希望 ☐ 2・3号を希望	令和 2年 4月 1日より ☒ 就学前まで ☐ 令和 年 月 日まで ※1号と2号の併願申請の場合、第1希望は(☐ 1号 ☐ 2号)★併願の場合は必ず☑してください
利用を希望する施設 （事業者）名	第1希望	第1希望施設以外への入所
	△△幼稚園	☐ 希望する(下記に施設名を記入) ☐ 希望しない 第2希望 第3希望
	第3希望までの上記施設で利用保留したい(希望する) (希望しない)	
※入所選考は、第1希望の施設で行います。第2希望・第3希望は、希望する保育必要量(2・3号の場合) ☐ 標準時間(月120時間) (就労等)		

こちらのみ記入してください

②世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	性 別	勤務先又は 学校名等	障がい者手 帳等の有無	備考
保護者	かしま たろう 嘉島 太郎	父	S62年 4月 4日生	32	男・女 男・女	〇〇製菓	有・無	同居・別居
	かしま はなこ 嘉島 花子	母	S62年 5月 5日生	32	男・女 男・女	〇〇市役所	有・無	同居・別居
子どもの世帯員	かしま ゆうすい 嘉島 湧水	兄	H21年 8月 8日生	10	男・女 男・女	嘉島〇小学校	有・無	同居・別居
	かしま ゆうこ 嘉島 湧子	姉	H26年 9月 9日生	5	男・女 男・女	〇〇保育園	有・無	同居・別居
					男・女		有・無	同居・別居
					男・女		有・無	同居・別居
同居の祖父母	※生計、居住区域が別の二世帯住宅である場合は、別居の祖父母欄に記入							
	ふりがな 氏 名	子どもとの 続柄	生年月日	年 齢	現在の状況		障がい者手帳等 の有無	
	かしま そぶろう 嘉島 祖父郎	祖父	S31年 6月 6日生	63	☒ 就労 (勤務先: 〇〇建設) ☐ 農業 ☐ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他()		有・無	
	かしま そぼこ 嘉島 祖母子	祖母	S33年 7月 7日生	61	☒ 就労 (勤務先:) ☐ 農業 ☒ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他()		有・無	
家庭の状況 (保育料軽減の対象になる場合あり)			☐ 生活保護世帯 ・ ☐ ひとり親家庭 (〇未婚のひとり親家庭) ・ ☒ 障がい児(者)を有する家庭 →要書類添付					

令和2年4月1日時点の年齢を
記入してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

保育所等利用申込書

パターンE

幼稚園在園児継続申込者で1号希望

必ず代表保護者の
個人番号がわかるもの
と身分証明書のコピー

- 3、税資料を期限までに提出できないときは、基準額の最高階層にて決定されること
4、必要と認める際には、小学校、他の保育所等その他の機関に対して個人情報を提供すること

令和 元 年 〇 月 〇 日

代表保護者氏名

嘉島 太郎

申請に係る小学校就学前子ども	氏 名	生年月日	年 齢	性 別	障がい者 手帳等の有無
	(ふりがな) かしま わく 嘉島 湧	H29年 4月 1日生	*	男・女 男	有・無 有
保護者 住所・連絡先	(住 所) 嘉島町大字 上島530番地 ○〇アパート 101 (連絡先) 自宅 △△△-△△△△ 父(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△ 母(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△				

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名、希望する保育必要量

申請区分	☐ 新規 ☒ 継続 (在園先: 嘉島幼稚園) ☐ 転園 (在園先:)	
希望の教育・保育給付 認定区分	☒ 1号を希望 ☐ 2・3号を希望	令和 2年 4月 1日より 就学前まで 令和 年 月 日まで ※1号と2号の併願申請の場合、第1希望は(☐ 1号 ☐ 2号)★併願の場合は必ず☑してください
利用を希望する施設 (事業者) 名	第1希望	第1希望施設以外への入所 ☐ 希望する(下記に施設名を記入) ☐ 希望しない
	かしま幼稚園	第2希望
	第3希望までの上記施設で利用	希望しない
※入所選者は、第1希望の施設で行います。第2希望		
希望する保育必要量(2・3号の場合)	☐ 標準時間(月120時間以上就労等) ☐ 短時間(月40時間以上月120時間以下就労等)	

小学校就学前までの利用を希望される場合は
チェック☑をしてください。
1年間のみなど、それ以外の期間については、
日付を記載の上チェック☑をしてください。

こちらのみ記入してください

②世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	性 別	勤務先又は 学校名等	障がい者手 帳等の有無	備考
保護者	かしま たろう 嘉島 太郎	父	S62年 4月 4日生	32	男・女 男	〇〇製菓	有・無 有	同居・別居
	かしま はなこ 嘉島 花子	母	S62年 5月 5日生	32	男・女 女	〇〇市役所	有・無 有	同居・別居
子どもの世帯員	かしま ゆうすい 嘉島 湧水	兄	H21年 8月 8日生	10	男・女 男	嘉島〇小学校	有・無 有	同居・別居
	かしま ゆうこ 嘉島 湧子	姉	H26年 9月 9日生	5	男・女 女	〇〇保育園	有・無 有	同居・別居
					男・女		有・無	同居・別居
					男・女		有・無	同居・別居
※生計、居住区域が別の三世帯住宅である場合は、別居の祖父母欄に記入								
同居の祖父母	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	現在の状況		障がい者手帳等の有無	
	かしま そふろう 嘉島 祖父郎	祖父	S31年 6月 6日生	63	☒ 就労 (勤務先: 〇〇建設) ☐ 農業 ☐ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他		有・無 有	
	かしま そぼこ 嘉島 祖母子	祖母	S33年 7月 7日生	61	☐ 就労 (勤務先:) ☐ 農業 ☒ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他		有・無 有	
家庭の状況 (保育料軽減の対象になる場合あり)		☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親家庭 (未婚のひとり親家庭) ☒ 障がい児(者)を有する家庭 →要書類添付						

令和2年4月1日時点の年齢を
記入してください。

子どもの氏名【 嘉 島 湧 】

別居の祖父母	【父方】		【母方】		
	住所		住所 熊本市〇区〇〇〇番地		
	祖父氏名		祖父氏名		
	祖母氏名		祖母氏名		
パターンD・E 共通		(歳)		役所 祖父男 (60歳)	
その他		就労・病気・無職・死別・離婚・その他		就労・病気・無職・死別・離婚・その他	
(歳)		役所 祖母美 (58歳)		就労・病気・無職・死別・離婚・その他	

③子どもの健康状況について

病歴・持病等	☒ なし ☐ あり【病名:症状】 ☐ 通院中 ☐ 入院歴 年 月 日から 年 月 日まで
発育状況等 (○をつける)	・発育の遅れ ☐ なし ☒ あり【低身長である。低体重である。など】 ・食物アレルギー ☐ なし ☒ あり【 ☒ 卵 ☐ 乳 ☒ 小麦 ☐ その他()】
心配していること	・精神発達面(ことば・行動など) ことばが遅い気がする。乱暴である。など 生まれつき病気がある。障がいがある。など

転入(転居)予定の方は必ず記入してください。
提出後、変更があった場合は
すぐに連絡してください。
(入所時期に影響する場合があります。)

④転入(転居)の予定

転入予定日	令和 年 月 日頃	転入(転居)予定住所	〒
祖父母との同居予定	☐ あり ☐ なし		

⑤保育の利用を必要とする理由等 ※2・3号該当のみ記入してください

続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他() (具体的な状況(疾病・介護の状況など))	
	☐ 就労 ☐ 就学 (具体的な状況)	
希望する利用曜日	月・火・水・木・金・土・不定期	利用時間 時から 時まで

記入不要

○「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

⑥利用調整に係るアンケート【※必ずお答えください。無記入の場合は点数として反映しません。】

- | | | |
|---|----|-----|
| 1 世帯の生計中心者が失業している。 | はい | いいえ |
| 2 前年度待機児童として保留通知を受け、6ヶ月以上利用を待っている。 | はい | いいえ |
| 3 前年度待機児童として利用保留となったが、就労の関係で育児休業から復帰した。 | はい | いいえ |
| 4 前年度兄弟姉妹同一施設の利用が叶わず、現在別々の施設で利用している。 | はい | いいえ |
| 5 公的機関の自立支援プログラム等を利用している。 | はい | いいえ |
| 6 保護者が送迎をする手段が徒歩又は自転車のみである。 | はい | いいえ |
| 7 保護者が保育士、幼稚園教諭及び保育教諭として、ハローワーク等に求職登録している又は就労予定である。 | はい | いいえ |

★嘉島町外に所在する1号認定園希望の方は、在園(予定)先から証明が必要です

*施設記載欄 (施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
-------	-------

嘉島町外の幼稚園、認定こども園の1号認定の子どもの申請には園の証明が必要です。

施設(事業者)名	
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定(令和 年 月 日契約(内定)))・無
備考	

パターンF
幼稚園在園児継続申込者で2号へ変更

- 3、概算料を期限までに提出できないときは、基準額の最高階層にて決定されること
4、必要と認める際には、小学校、他の保育所等その他の機関に対して個人情報を提供すること

必ず代表保護者の
個人番号がわかるもの
と身分証明書のコピー

* マイナンバー	身分証明	受付者

令和 元 年 〇 月 〇 日

代表保護者氏名

嘉島 太郎

申請に係る小学校就学前子ども	氏 名	生年月日	年 齢	性 別	障がい者 手帳等の有無
	(ふりがな) かしま わく 嘉島 湧	H29年 4月 1日生	*	男・女 男	有・無 有
保護者 住所・連絡先	(住 所) 嘉島町大字 上島530番地 ○○アパート 101 (連絡先) 自宅 △△△-△△△△ 父(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△ 母(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△				

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名、希望する保育必要量

申請区分	☐ 新規 ☒ 継続 (在園先: 嘉島幼稚園) ☐ 転園 (在園先:)	希望の教育・保育給付 認定区分	☐ 1号を希望 ☒ 2・3号を希望 令和 2年 4月 1日より ※1号と2号の併願申請の場合、第1希望は(☐ 1号 ☐ 2号)★併願の場合は必ず☑してください	小学校就学前までの利用を希望される場合は チェック☑をしてください。 1年間のみなど、それ以外の期間については、 日付を記載の上チェック☑をしてください。
利用を希望する施設 (事業者) 名	第1希望	第1希望施設以外への入所	☐ 希望する(下記に施設名を記入) ☐ 希望しない	
	かしま幼稚園	第2希望		
	第3希望			
	第3希望までの上記施設で利用保留となった場合、別施設の利用調整 (☐希望する・☐希望しない)			
※入所選考は、第1希望の施設で行います。第2希望・第3希望は選考後に紹介する施設がある場合の参考といたします。				
希望する保育必要量(2・3号の場合)	☒ 標準時間(月120時間以上就労等) ☐ 短時間(月48時間以上月120時間以下就労等)			

②世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	性 別	勤務先 学校名	希望する保育必要量に チェック☑をしてください。 (詳細は申込案内のP2を 参照)
保護者	かしま たろう 嘉島 太郎	父	S62年 4月 4日生	32	男・女 男	〇〇製	
	かしま はなこ 嘉島 花子	母	S62年 5月 5日生	32	男・女 女	〇〇市役所	有・無 有
子どもの世帯員	かしま ゆうすい 嘉島 湧水	兄	H21年 8月 8日生	10	男・女 男	嘉島〇小学校	有・無 有
	かしま ゆうこ 嘉島 湧子	姉	H26年 9月 9日生	5	男・女 女	〇〇保育園	有・無 有
					男・女		有・無 有
					男・女		有・無 有
※生計、居住区域が別の二世帯住宅である場合は、別居の祖父母欄に記入							
同居の祖父母	ふりがな 氏 名	子どもの 続柄	生年月日	年 齢	現在の状況		障がい者手帳等 の有無
	かしま そふろう 嘉島 祖父郎	祖父	S31年 6月 6日生	63	☒ 就労 (勤務先: 〇〇建設) ☐ 農業 ☐ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他()		70歳未満で無職の 場合は、民生委員の 意見書が必要です。
	かしま そほこ 嘉島 祖母子	祖母	S33年 7月 7日生	61	☐ 就労 (勤務先:) ☐ 農業 ☒ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他()		有・無 有
家庭の状況 (保育料軽減の対象になる場合あり)		☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親家庭 (☐未婚のひとり親家庭) ☒ 障がい児(者)を有する家庭 →要書類添付					

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
等利用申込書

パターンF
幼稚園在園児で保育所へ転園申込

- 3、税資料を期限までに提出できないときは、基準額の最高階層にて決定されること
4、必要と認める際には、小学校、他の保育所等その他の機関に対して個人情報を提供すること

必ず代表保護者の
個人番号がわかるもの
と身分証明書のコピー

* マイナンバー	身分証明	受付者

令和 元 年 〇 月 〇 日

代表保護者氏名

嘉島 太郎

申請に係る小学校就学前子ども	氏 名	生年月日	年 齢	性 別	障がい者 手帳等の有無
	(ふりがな) かしま わく 嘉島 湧	H29年 4月 1日生	*	男・女 有・無	有・無
保護者 住所・連絡先	(住 所) 嘉島町大字 上島530番地 ○〇アパート 101 (連絡先) 自宅 △△△-△△△△ 父(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△ 母(携帯電話) △△△-△△△△-△△△△				

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名、希望する保育必要量

申請区分	☐ 新規 ☐ 継続 (在園先: ☒ 転園 (在園先: 嘉島幼稚園		小学校就学前までの利用を希望される場合は チェック☑をしてください。 1年間のみなど、それ以外の期間については、 日付を記載の上チェック☑をしてください。
希望の教育・保育給付 認定区分	☐ 1号を希望 ☒ 2・3号を希望	令和 2年 4月 1日より	☒ 就学前まで ☐ 令和 年 月 日まで ※1号と2号の併願申請の場合、第1希望は(☐ 1号 ☐ 2号)★併願の場合は必ず☑してください

利用を希望する施設 (事業者) 名	第1希望	第1希望施設以外への入所
	〇〇保育園	☒ 希望する(下記に施設名を記入) ☐ 希望しない 第2希望 ☆☆保育園 要チェック 第3希望 かしま幼稚園
	第3希望までの上記施設で利用保留となった場合、別施設の利用調整 (☐ 希望する ・ ☒ 希望しない)	

※入所選考は、第1希望の施設で行います。第2希望・第3希望は選考後に紹介する施設がある場合の参考といたします。

希望する保育必要量(2・3号の場合)	☒ 標準時間(月120時間以上就労等) ☐ 短時間(月48時間以上月120時間以下就労等)
--------------------	--

②世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名	子どもとの 続柄	生年月日	年 齢	性 別	勤務先・学校	希望する保育必要量に チェック☑をしてください。 (詳細は申込案内のP2を 参照)
保護者	かしま たろう 嘉島 太郎	父	S62年 4月 4日生	32	男・女	〇〇製	
	かしま はなこ 嘉島 花子	母	S62年 5月 5日生	32	男・女	〇〇市役所	有・無 同居・別居
子どもの世帯員	かしま ゆうすい 嘉島 湧水	兄	H21年 8月 8日生	10	男・女	嘉島〇小学校	有・無 同居・別居
	かしま ゆうこ 嘉島 湧子	姉	H26年 9月 9日生	5	男・女	〇〇保育園	有・無 同居・別居
					男・女		有・無 同居・別居
					男・女		有・無 同居・別居

令和2年4月1日時点の年齢を
記入してください。

※生計、居住区域が別の二世帯住宅である場合は、別居の祖父母欄に記入

同居の祖父母	ふりがな 氏 名	子どもとの 続柄	生年月日	年 齢	現在の状況	障がい者手帳等 の有無
	かしま そふろう 嘉島 祖父郎	祖父	S31年 6月 6日生	63	☒ 就労 (勤務先: 〇〇建設) ☐ 農業 ☐ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死 ☐ その他()	70歳未満で無職の場合は、民生委員の意見書が必要です。 無
	かしま そほこ 嘉島 祖母子	祖母	S33年 7月 7日生	61	☐ 就労 (勤務先:) ☐ 農業 ☒ 無職 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ その他()	有・無

家庭の状況
(保育料軽減の対象になる場合あり)

☐ 生活保護世帯

☐ ひとり親家庭

(未婚姻のひとり親家庭)

☒ 障がい児(者)を有する家庭
→要書類添付

子どもの氏名【 嘉 島 湧 】

	【 父 方 】	【 母 方 】
	住所	住所 熊本市〇区〇〇〇〇……番地
別居の祖父	パターンF・G 共通	祖父氏名
		役所 祖父男 (60歳)
		就労・病気・無職・死別・離婚・その他
		祖母氏名
		役所 祖母美 (58歳)
		就労・病気・無職・死別・離婚・その他

③子どもの健康状況について

病歴・持病等	☒ なし ☐ あり【病名:症状】 ☐ 通院中 ☐ 入院歴 年 月 日から 年 月 日まで
発育状況等 (○をつける)	・発育の遅れ ☐ なし ☒ あり【低身長である。低体重である。など】 ・食物アレルギー ☐ なし ☒ あり【 ☒ 卵 ☐ 乳 ☒ 小麦 ☐ その他()】
心配していること	・精神発達面(ことば・行動など) ことばが遅い気がする。乱暴である。など 生まれつき病気がある。障がいがある。など

転入(転居)予定の方は必ず記入してください。
提出後、変更があった場合は
すぐに連絡してください。
(入所時期に影響する場合があります。)

④転入(転居)の予定

転入予定日	令和 年 月 日頃	転入(転居)予定住所	〒
祖父母との同居予定	☐ あり ☐ なし		

⑤保育の利用を必要とする理由等 ※2・3号該当のみ記入してください

続柄	必要とする理由	備考
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他() (具体的な状況(疾病・介護の状況など))	
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他() (具体的な状況(疾病・介護の状況など))	
希望する利用時間	利用曜日 月・火・水・木・金 土・不定期 利用時間 8 時から 18 時まで	

○「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。

○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

⑥利用調整に係るアンケート【※必ずお答えください。無記入の場合は点数として反映しません。】

- | | |
|---|---|
| 1 世帯の生計中心者が失業している。 | はい ・ ☒ いいえ |
| 2 前年度待機児童として保留通知を受け、6ヶ月以上利用を待っている。 | ☒ はい ・ ☐ いいえ |
| 3 前年度待機児童として利用保留となったが、就労の関係で育児休業から復帰した。 | ☒ はい ・ ☐ いいえ |
| 4 前年度兄弟姉妹同一施設の利用が叶わず、現在別々の施設で利用している。 | はい ・ ☒ いいえ |
| 5 公的機関の自立支援プログラム等を利用している。 | はい ・ ☒ いいえ |
| 6 保護者が送迎をする手段が徒歩又は自転車のみである。 | はい ・ ☒ いいえ |
| 7 保護者が保育士、幼稚園教諭及び保育教諭として、ハローワーク等に求職登録している又は就労予定である。 | はい ・ ☒ いいえ |

★嘉島町外に所在する1号認定園希望の方は、在園(予定)先から証明が必要です。

＊施設記載欄 (施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
-------	-------

嘉島町外の幼稚園、認定こども園の1号認定の子ども申請には園の証明が必要です。

施設(事業者)名	
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定(令和 年 月 日契約(内定)))・無
備考	

個人番号（マイナンバー）届出書

※「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、子どものための教育・保育給付の支給に関する事務及び子育てのための施設等利用給付に関する事務のため、個人番号（マイナンバー）の記載、および「個人番号確認」と「本人確認」が義務付けられています。

嘉島町長 様

保育施設等の利用にあたり、下記のとおり関係者の個人番号（マイナンバー）を届け出ます。

提出日：令和 元 年 ○ 月 ○ 日

保護者（申請者）氏名： 嘉島 太郎

印

記

第1希望 施設名	〇〇保育園	申請 子ども氏名	嘉島 湧 (H29年 4月 1日生まれ)
-------------	-------	-------------	--------------------------

申請の対象となる子どもと保護者（父・母）についてご記入ください。

また、別に生計中心者（祖父・祖母）がいる場合は、その方についてもご記入ください。

氏名	続柄	生年月日	マイナンバー											
嘉島 湧	本人	H29年 4月 1日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
嘉島 太郎	父	S62年 4月 4日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
嘉島 花子	母	S62年 5月 5日	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

本書提出時には、右上に自署された保護者（申請者）の「個人番号確認書類」と「本人確認書類」写しの提出が必要となります。（兄弟同時入園の場合は、そのご家庭で1組ご準備ください）

個人番号確認書類		本人確認書類
※以下のうちいずれか1点で可 □個人番号カード ※身分証明書にもなります。	+	身分証明書(写真付)
☑個人番号通知カード		身分証明書(写真なし)
□個人番号記載の住民票等		※以下のうち2点必要 □健康保険被保険者証 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □介護保険被保険者証 □その他官公署等からの発行書類で、住所氏名生年月日の記載のあるもの

※該当する確認書類に✓を入れてください

